

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本的視点

「高山市男女共同参画推進条例」の基本理念をもとに、計画の基本的視点を次のとおり定めます。

(1) 男女の人権尊重

男女がともに認めあい、個人としての尊厳が重んじられて性別による差別的扱いを受けることなく、男女の人権が尊重されること。

(2) 多様な生き方を認め合い、選択ができる社会の形成

家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といったライフ・ステージに応じた多様な生き方を認め合い、生き方を選択できる社会を実現すること。

(3) ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ、あらゆる暴力・差別等の根絶

すべての人が一人の人間として自立し、ともに大切なパートナーとして対等な協力関係を築けるよう、女性に対する暴力をはじめ、あらゆる精神的、身体的、性的、経済的な暴力及び差別等を根絶すること。

(4) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現と、自らの能力を発揮できる環境づくり

市民一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、自身が持つ能力を、十分発揮することができる環境とすること。

(5) 市・市民・事業者・地域のパートナーシップの確立

市民、事業者、地域、行政などの主体が、それぞれ果たすべき役割を理解し協力しあうこと。

2. 基本目標

計画の基本目標を次のとおり設定し、施策を展開します。

(1)ともに生きる : 家族の絆を大切にし ともに思いやり助けあう家庭

(2)ともに学ぶ : 生涯を通じて 豊かな人間性を形成し 相手を思い 理解し合える教育

(3)ともに働く : 誰もが自分らしく 安心して働くことができる職場

(4)ともに創る : 互いの個性を認めあい 活かしあい 支えあう地域

(5)ともに進める : 市・市民・事業者・地域が 協働・連携して進めるまちづくり

3. 市・市民・事業者・地域の役割

計画の推進にあたっては、「高山市男女共同参画推進条例」を基本に役割を分担し、共通の目標達成に向けて施策に取り組めます。

4. 指標の設定

男女共同参画社会を実現するため、その指標として、令和6年度の目標値を次のとおり設定します。

指 標	現 状	目 標 値	説 明
1. 社会全体において「男女平等」と回答する市民の割合	16.3%	50%	社会全体での男女平等感の向上を目指すための目標値
<参考値> ①家庭において「男女平等」と回答する市民の割合 ②教育の場において「男女平等」と回答する市民の割合 ③職場において「男女平等」と回答する市民の割合 ④地域において「男女平等」と回答する市民の割合	31.0%		社会全体における男女平等感の分析のための参考値
	67.2%		
	33.6%		
	24.5%		
2. 女性のいない審議会等の数	3	0	政策・方針決定過程への女性参画促進のための目標値
3. 審議会等における女性委員参画率	35.3%	40%	
4. ワーク・ライフ・バランスについて「知っている」と回答する市民の割合	53.1%	80%	仕事と生活の調和の実現を目指すための数値

※現状値については下記の通り

1 及び 4：平成30年度実施の市民意識調査結果に基づく数値

2 及び 3：平成30年4月現在の数値